[事案 29-241] 新契約無効請求

· 平成 30 年 3 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

仕組債と誤解して契約したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 10 月に銀行を募集代理店として契約した変額終身保険について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) 募集人は、本契約が生命保険であることを説明せず、仕組債と思わせるような説明をした。
- (2)募集人は、契約者にとって不利になるような重要事項は何も説明しなかった。
- (3)募集人は、商品パンフレットについて、当たり障りのない箇所のみ説明した。
- (4)約款を受け取っていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、本契約を保険商品として説明している。また、本契約を含めて3つの保険商品を提案しているため、申立人が本契約を仕組債と誤解するはずはない。
- (2) 募集人は、保険商品を提案することについての事前同意書を申立人から受領したうえで、パンフレット、設計書、約款等を手交し、これらを用いて契約内容および重要事項を説明した。
- (3)申立人は、募集人から本契約の説明を受けた上で、意向確認書兼適合性確認書に署名し、申込書に署名捺印している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が本契約を保険商品ではないと誤解していたとは認められず、募集 人による虚偽の説明があったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も 見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。